全国公益法人協会　会員規約　新旧対照表

変更前	変更後
（会員） 第２条 三　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 40 条第１項に規定する特例民法法人	（会員） 第２条 三　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 45 条の認可を受けている法人
（会員の特典） 第５条 三　特別会員・正会員は機関誌の電子版を１アカウント無料購読	（会員の特典） 第５条 三　特別会員･正会員は専門誌オンラインサイトのアクセス権利及び電子版の無料購読
（更新） 第６条　会員更新に伴う会費の請求は、会員登録期間が終了する月の前月 25 日に、次回更新期間の会費請求書を送付することによる通知によって自動更新とする。なお、会員の種別を変更して更新する場合は、原則、現在の会員登録期間が終了する月の前月 25 日に、次回更新期間の会費請求書が送付される前に、本協会に連絡することとする。	（更新） 第６条　会員更新に伴う会費の請求は､会員登録期間終了１か月前までに､次回更新期間の会費請求書を送付することによる通知によって自動更新とする。なお、会員の種別を変更して更新する場合は、原則、現在の会員登録期間が終了する前日までに所定の会員変更届出書を本協会に提出することとする。
（退会） 第９条　会員は会員登録期間中、所定の退会届出書を本協会に提出することにより、会員登録期間が終了する月の末日をもって退会することができる。	（退会） 第９条　会員は､次回会費更新期間が開始される前に所定の退会届出書を本協会に提出することにより､会員登録期間が終了する月の末日をもって退会することができる。
（個人情報の取扱い） ５　会員は、入会の際に、本協会がサービス提供の目的のために会員にかかる個人情報を取得し、また必要に応じて第三者に対し本条第１項、第３項及び第４項に定める態様により第三者に提供又は開示をすることがあることを、従業員に対し事前に周知せしめ、かつ、承諾させるものとする。	（個人情報の取扱い） ５　会員は、従業員に本協会のサービスを利用させるにあたり、本条の内容を周知させるものとする。
（改正） 第 15 条　規約の改定及びサービス内容の変更等本協会は、本会の健全な運営を図るため、又は提携先との提携条件の変更や提携解消等により、本規約又はサービス内容の変更を行うことができる。この場合は本協会 HP 等にて掲載するものとする。	（本規約又はサービス内容の変更） 第 15 条　本協会は、本会の健全な運営を図るため、又は提携先との提携条件の変更や提携解消等により、本規約又はサービス内容の変更を行うことができる。 ２　前項の変更を行う場合､本規約又はサービス内容を変更する旨、変更後の内容及びその効力発生日を、事前に本協会 Web さいとに掲載して周知するものとする。